

特別養護老人ホーム第二長日園 施設利用料金表

(令和3年8月1日～)

介護給付費		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	介護福祉施設サービス費	573	641	712	780	847
	日常生活継続支援加算1	36	36	36	36	36
	看護体制加算Ⅰ1	6	6	6	6	6
	夜勤職員配置体制加算Ⅰ1	22	22	22	22	22
	栄養マネジメント強化加算	11	11	11	11	11
	科学的介護推進体制加算Ⅱ※1月	50	50	50	50	50
	褥瘡マネジメント加算Ⅰ～Ⅱ※1月	13	13	13	13	13
	上乗せ(0.1%) ～R3.9/30	1	1	1	1	1
	介護職員処遇改善加算Ⅰ(8.3%)	59	65	71	76	82
	特定処遇改善加算Ⅰ(2.7%)	19	21	23	25	27
	1割負担合計(1日)	790	865	944	1,020	1,094
1割負担額合計(30日)	21,667	23,934	26,301	28,567	30,801	

居住費	第1段階	0
	第2段階	370
	第3段階①	370
	第3段階②	370
	第4段階	855

食費	第1段階	300
	第2段階	390
	第3段階①	650
	第3段階②	1,360
	第4段階	1,445

利用料合計 〔30日〕		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	第1段階	30,667	33,304	35,301	37,567	39,801
	第2段階	44,467	46,734	49,101	51,367	53,601
	第3段階①	52,267	54,534	56,901	59,167	61,401
	第3段階②	73,567	75,834	78,201	80,467	82,701
	第4段階	90,667	92,934	95,301	97,567	99,801

※上記の料金の他に医療費、日常生活費(物品購入した場合)が加わります。

※その他に算定している加算は下記の通りです。

○その他に算定している加算。

初期加算	30円/日	・入所日から30日間に限り算定します。
外泊時費用	246円/日	・外泊や入院日の翌日から6日間のみ算定。月をまたいだ場合は12日間算定します。
安全対策体制加算	20円 ※入所日	・入所初日に限り算定します。

○減額制度について

介護保険サービスにおいて、「居住費」や「食費」は、保険給付の対象外となっていますが、預貯金や収入など経済状況に応じて、減額することが可能です。

負担段階	対象者	居住費 ※多床室の場合	食費
第1段階	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護を受給されている方	0円	300円
第2段階	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、合計所得年額と、課税年金収入・非課税年金収入の合計年間80万円以下の方	370円	390円
第3段階①	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、合計所得年額と、課税年金収入・非課税年金収入の合計年間80万円超～120万円以下の方	370円	650円
第3段階②	・世帯の全員が市町村民税非課税の方で、合計所得年額と、課税年金収入・非課税年金収入の合計年間120万円超の方	370円	1,360円
第4段階	・上記以外の方	855円	1,445円